

省エネ法における第一種特定建築物と第二種特定建築物の比較

省エネ措置の届出対象となる行為	第一種特定建築物 (床面積2000㎡以上)	第二種特定建築物 (床面積300㎡以上2000㎡未満)
	新築、一定規模以上の増改築	新築、一定規模以上の増改築
	屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕又は模様替	—
	空気調和設備等の設置又は一定の改修	—
届出義務違反	50万円以下の罰金	
届出に係る省エネ措置が判断基準に照らして著しく不十分であるときの措置	指示	勧告
	(指示に従わなかったとき) 公表	—
	(正当な理由なく、指示に係る措置をとらなかったとき)命令	—
	命令違反→100万円以下の罰金	—
定期報告の対象	省エネ措置の届出をした者	省エネ措置の届出をした者 (住宅を除く)
	届出事項に係る維持保全の状況	届出事項に係る維持保全の状況 (空気調和設備等の省エネ措置に限る)
報告義務違反	50万円以下の罰金	
報告事項が著しく不十分であるときの措置	勧告	勧告